

第89期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(開場:午前9時)



開催場所

広島市南区京橋町1番4号
広島グランドインテリジェントホテル
2階「芙蓉の間」



議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件

目次

| | |
|------------|------|
| 招集ご通知 | P. 1 |
| 株主総会参考書類 | P. 5 |
| (添付書類)事業報告 | P.36 |
| 連結計算書類 | P.59 |
| 計算書類 | P.62 |
| 監査報告 | P.65 |

新型コロナウイルス感染症への対策について

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご出席につきましては、株主様の体調にご配慮の上、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。感染拡大防止に向けた当社対応につきましては、本招集ご通知2頁をご確認いただきますようお願い申し上げます。

書面(郵送)又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時30分まで

戸田工業は来年で

創業200周年

会社設立90周年を迎えます

株主の皆様には今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます

証券コード：4100

2022年6月10日

広島市南区京橋町1番23号

戸田工業株式会社

代表取締役社長執行役員 **寶來 茂**

株主各位

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

この度、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面（郵送）又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、本株主総会へのご出席につきましては、株主様の体調にご配慮の上、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 広島ブランドインテリジェントホテル 2階「芙蓉の間」 広島市南区京橋町1番4号 <small>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席に限りがあり、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。</small> |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。受付開始時間は午前9時を予定しております。
2. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.todakogyo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は上記当社ウェブサイトにおいて掲載しお知らせいたしますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

《新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うお願い》

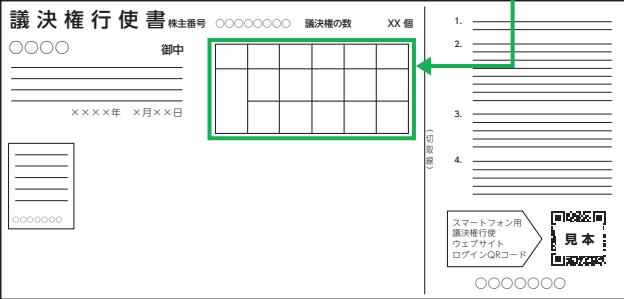
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により下記対応を更新する場合がございます。上記の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます）。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・会場では、換気のためドアや窓を開ける等の対応をいたします。
- ・株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- ・本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本定時株主総会招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（5頁～35頁）をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には次の3つの方法がございます。

| | | |
|--|---|---|
|  <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p> |  <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p> |  <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p> |
|--|---|---|

議決権行使書用紙のご記入方法



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに、各議案に対する賛否をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 → 「賛」 に○印
- 否認の場合 → 「否」 に○印

第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」 に○印
- 全員否認する場合 → 「否」 に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」 に○印をし、否認する候補者の番号をご記入下さい。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

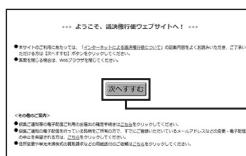
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
してください。

2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

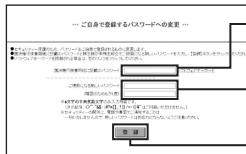


「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワード
を設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当事業の現状に即し、事業目的の記載を変更するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
 - ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の改廃並びに相談役及び顧問の選解任について、現行定款第22条第2項及び第3項を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>顔料の製造、加工および販売</u></p> <p>2. <u>磁性材料の製造、加工および販売</u></p> <p>3. <u>その他の無機薬品の製造、加工および販売</u></p> <p>4. <u>環境保全設備の設計、施工および販売</u></p> <p>5. <u>記録媒体の製造、加工および販売</u></p> <p>6. <u>土木工事、とび・土工工事、鋼構造物工事および舗装工事の請負、企画、設計、監理およびコンサルティング</u> (新設)</p> <p>7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>機能性顔料、電子素材の製造、売買および輸出入</u></p> <p>2. <u>前号を応用、加工した各種製品の製造、売買および輸出入</u></p> <p>3. <u>前2号に関する装置の設計製作、売買および輸出入</u></p> <p>4. <u>産業廃棄物の処理およびその再生品の販売</u></p> <p>5. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>6. <u>不動産の賃貸</u></p> <p>7. <u>電気、蒸気、その他ユーティリティの供給および販売</u></p> <p>8. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第18条 当社は取締役9名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第18条 当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名以内を置く。</p> <p>2. 当社は監査等委員である取締役4名以内を置く。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(選任および解任の方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において選任し、または解任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> | <p>(選任および解任の方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、または解任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> |
| <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役および監査役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3. 当社は取締役会の決議をもって相談役および顧問を各若干名置くことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役が当該提案について異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(議事録)</p> <p>第24条 取締役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した取締役ならびに監査役は記名押印する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第27条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(定員)</p> <p>第28条 当会社は監査役4名以内を置く。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第25条 取締役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した取締役は記名押印する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--------------|
| <p><u>(選任および解任の方法)</u></p> <p>第29条 当会社の監査役は、株主総会において選任し、または解任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>4. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>5. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。但し、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> | <p>(削 除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|-------|
| <p><u>(常勤監査役)</u> 第31条 <u>監査役会は、監査役会の決議により常勤監査役を選定する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会)</u> 第32条 <u>監査役会を招集するには、会日から3日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(決議方法)</u> 第33条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(議事録)</u> 第34条 <u>監査役会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役は記名押印する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> | (削 除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第28条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条 監査等委員会は、監査等委員会の決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第30条 監査等委員会を招集するには、会日から3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発しなければならない。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------------|---|
| (新 設) | <u>(決議方法)</u> |
| | 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 |
| (新 設) | <u>(議事録)</u> |
| | 第32条 監査等委員会の決議については議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長および出席した監査等委員は記名押印する。 |
| 第6章 会計監査人 | 第6章 会計監査人 |
| (会計監査人の設置) | (会計監査人の設置) |
| 第37条 (条文省略) | 第33条 (現行どおり) |
| (選任) | (選任) |
| 第38条 (条文省略) | 第34条 (現行どおり) |
| (任期) | (任期) |
| 第39条 (条文省略) | 第35条 (現行どおり) |
| (報酬等) | (報酬等) |
| 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| (会計監査人の責任免除) | (会計監査人の責任免除) |
| 第41条 (条文省略) | 第37条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> |
| <p>(事業年度) 第42条 (条文省略)</p> | <p>(事業年度) 第38条 (現行どおり)</p> |
| <p>(剰余金の配当等に関する決定機関) 第43条 (条文省略)</p> | <p>(剰余金の配当等に関する決定機関) 第39条 (現行どおり)</p> |
| <p>(剰余金の配当) 第44条 (条文省略)</p> | <p>(剰余金の配当) 第40条 (現行どおり)</p> |
| <p>(配当金等の除斥期間) 第45条 (条文省略)</p> | <p>(配当金等の除斥期間) 第41条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> |
| | <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第89期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------|---|
| (新 設) | <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則第2条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とする任意の指名諮問委員会での審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位、担当等 | 当事業年度における取締役会への出席状況 |
|-------|--|---------------------------------------|---------------------|
| 1 | たからぎ しげる 寶來 茂 再任 | 代表取締役社長執行役員 ・創造本部長 | 100% (18回中18回) |
| 2 | くぼ つねあき 久保 恒晃 再任 | 取締役執行役員 ・基盤事業ユニット事業部長 兼 調達物流部管掌 | 100% (14回中14回) |
| 3 | みずの たかふみ 水野 隆文 再任 社外 独立 | 社外取締役 | 100% (18回中18回) |
| 4 | まつおか だい 松岡 大 再任 社外 | 社外取締役 | 100% (18回中18回) |
| 5 | いくしま たろう 生嶋 太郎 再任 社外 | 社外取締役 | 100% (18回中18回) |

(注) 久保恒晃氏は2021年6月25日開催の第88期定時株主総会におきまして新たに取締役に選任されたため、上記取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。

候補者番号

1



再任

たから ぎ しげる
寶 來 茂
(1960年5月19日生)

所有する当社の株式数 3,300株
取締役在任年数 9年
取締役会出席状況 18/18回
当社との特別の利害関係 なし

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 当社入社
2007年5月 同 大竹事業所長
2007年7月 同 執行役員
2012年4月 戸田イス CORPORATION代表理事
2013年4月 当社 専務執行役員
2013年6月 同 取締役副社長
2013年10月 同 代表取締役副社長
2014年6月 同 代表取締役社長
2019年6月 同 代表取締役社長執行役員（現任）
2021年4月 同 創造本部長（現任）

取締役候補者とした理由

寶來茂氏は、長年にわたり研究部門や生産部門等において豊富な業務経験と実績を、また、韓国事業会社で培った企業経営に関する見識やグローバルな知見を有しております。2013年6月からは取締役副社長として、2014年6月からは代表取締役社長として、経営全般にわたる経験も有しており、引き続き当社グループを牽引するうえで適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

【取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

近年戦略的に注力してまいりました複数の事業が伸長し、グループ会社の業績も良好に推移したことから、お陰様で2021年度は大きく業績を回復することができました。速やかに復配を実施させていただけるように、財務基盤の改善に鋭意努めてまいります。

今後、更なる事業拡大はもとよりBCPを念頭に老朽化設備などの対策や将来の事業化を見据えた新規事業開発を推進してまいります。特にカーボンニュートラル進展のために社会的にも重要と認められる環境関連技術の開発を加速し、2023年に迎える創業200周年を越えても社会的価値を高め、生々発展する企業を目指してまいります。引き続きご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

候補者番号

2



再任

くぼつねあき
久保恒晃

(1964年10月7日生)

| | |
|-------------|--------|
| 所有する当社の株式数 | 100株 |
| 取締役在任年数 | 1年 |
| 取締役会出席状況 | 14/14回 |
| 当社との特別の利害関係 | なし |

■ 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|----------|------------------------------|
| 1988年4月 | 当社入社 |
| 2009年3月 | 浙江東磁戸田磁業有限公司総経理 |
| 2012年6月 | 戸田磁鉄(深圳)有限公司総経理 |
| 2016年4月 | 当社 生産本部 小野田事業所長 |
| 2018年4月 | 同 理事 |
| 2018年10月 | 同 生産本部長 兼 小野田事業所長 兼 調達物流部長 |
| 2019年6月 | 同 執行役員(現任) |
| 2021年4月 | 同 基盤事業ユニット事業部長 兼 調達物流部管掌(現任) |
| 2021年6月 | 同 取締役(現任) |

取締役候補者とした理由

久保恒晃氏は、当社入社以来、生産技術部門や生産部門等において豊富な業務経験と実績を有し、また、中国事業会社の経営者としての経験からグローバルな知見を有しております。さらに、2018年より生産部門全般の運営を担当しておりました。2021年4月より、組織の縦串となる基盤事業ユニット事業部長に就任し、これらの経験及び能力を経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

【取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

戦略事業として位置付けている磁石材料、誘電体材料、リチウムイオン電池用材料共に、グループとして2021度は計画以上に達成することができました。中期計画の達成に向け2022年度も邁進してまいります。

足元ロシアへの経済制裁や中国のゼロコロナ政策の経済への影響、半導体不足を中心としたサプライチェーンの混乱、石炭・原油等高騰によるエネルギーコストの上昇ほか事業運営に影響を与える課題が山積しており、先を見たリスク管理が必須となります。「環境ビジョン2033」への取り組み等、中期的な課題と合わせ、バランスを取りつつ対処してまいりたいと思います。引き続き、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

候補者番号

3

みずのたかふみ

水野隆文

(1948年2月27日生)

| | |
|-------------|--------|
| 所有する当社の株式数 | 一株 |
| 取締役在任年数 | 4年 |
| 取締役会出席状況 | 18/18回 |
| 当社との特別の利害関係 | なし |



再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|----------|----------------------------|
| 1971年 4月 | トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株)) 入社 |
| 1996年 1月 | 同 技術統括部長 |
| 2007年 6月 | (株)東海理化 専務取締役 |
| 2011年 6月 | 同 顧問 |
| 2013年 7月 | (株)東陽テクニカ 顧問 |
| 2018年 6月 | 当社 社外取締役 (現任) |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水野隆文氏は、長年にわたりトヨタ自動車(株)の技術部門に携わり、また(株)東海理化では経営者としての豊富な経験をお持ちです。高い見識・知見に基づき、従来の枠組みにとらわれない視点から、引き続き当社の経営の監督と経営全般の助言をしていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

【取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

2021年度は中期事業計画『Vision2023』、2024年度以降の『Go Beyond 200』が策定され、中長期方針が決定しました。それらを当社のモノづくりの原点を纏めた【Toda Spirits】に基づき、開発・生産技術を推進し、品質安全の要である【5S+S(標準)】を徹底してきました。しかし長引くコロナ禍・半導体不足による影響を受け、又CO₂フリー、電動化の加速により、100年に一度の大変革の時代になっています。当社はそのれらに対し、モーター、電池、センサー、環境関連の鍵となる【素材】の製造業として更なる発展が期待されます。私は自動車産業での業務経験から広範囲な視点と発想で当社の企業価値向上に貢献できるよう尽力してまいります。

候補者番号

4



再任

社外

まつおか だい
松岡 大
(1963年5月13日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 3年
取締役会出席状況 18/18回
当社との特別の利害関係 (注) 2

■ 略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 TDK(株)入社
2016年 1月 同 新事業推進室 植物生産法開発グループ担当部長
2016年 7月 同 技術本部本部長
2017年 6月 同 執行役員 技術・知財本部長
2019年 6月 **当社 社外取締役 (現任)**
2021年 4月 TDK(株) 執行役員
Chief Officer of Quality, Safety & Environment (現任)

■ 重要な兼職の状況

TDK(株) 執行役員 Chief Officer of Quality, Safety & Environment

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松岡大氏は、長年にわたりTDK(株)の技術部門、開発部門に携わり、また2021年4月より品質・安全・環境部門の責任者となられています。これまでの経験と幅広い見識・知見を当社の経営の監督に活かし、引き続き当社の取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言をしていただくことを期待したためであります。

【取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

DXや自動車等の電動化を支える電子部品市場は加速度的に拡大しております。戸田工業グループは、酸化鉄の湿式合成法で培った微細粉体制御技術の強みを深化させ、更なる小型・高性能化の市場要求にお応えしております。2021年度は原燃料や輸送費の高止まりにも拘わらず、事業計画を達成することができました。これも株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援があつてこそです。心より感謝申し上げます。

本年度も自らが有する電子部品の開発・製造の知識と経験を活かし、戸田工業グループの継続的発展に貢献してまいります。皆様を代表して経営を監督し、戸田工業グループの新たな価値創造に向け邁進する所存です。

候補者番号

5



再任

社外

いくしま たろう
生嶋太郎
(1969年12月9日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 3年
取締役会出席状況 18/18回
当社との特別の利害関係 (注) 2

■ 略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 TDK(株)入社
2015年 4月 同 電子部品ビジネスカンパニー経営企画統括部長
2017年 4月 同 戦略本部 経営企画グループゼネラルマネージャー
2019年 6月 当社 社外取締役(現任)
2021年 4月 TDK(株) 執行役員 電子部品ビジネスカンパニー CEO(現任)

■ 重要な兼職の状況

TDK(株) 執行役員 電子部品ビジネスカンパニー CEO

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

生嶋太郎氏は、長年にわたりTDK(株)の経営企画に携わり、また2021年4月より電子部品部門の責任者となられています。経営全般に関する豊富な見識・知見を当社の経営の監督に活かし、引き続き当社の取締役会における意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言をしていただくことを期待したためであります。

【取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

2021年度は、コロナの影響を大きく受けた2020年度に比べて事業環境が好転し、業績は目標を大幅に上回ることができました。一方で、ESGの強化が投資家の重要な関心事となり、2022年4月に行われた東京証券取引所の再編に際しては、当社もプライム市場を選択するために企業統治の強化を目標として掲げました。指名・報酬諮問委員会の設置や、監査等委員会設置会社への移行は今後の当社の企業統治を強化するための大きな一歩となります。それ以外にも取締役会では、世界各国に広がる子会社の管理上のリスクや、取締役会の議論を実効性のあるものにするための決裁権限の見直しなどを議論してまいりました。社外取締役として、今後のさらなる戸田工業の進化に寄与していく所存です。

-
- (注) 1. 水野隆文氏、松岡大氏及び生嶋太郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社との特別の利害関係
TDK(株)は、当社株式を21.86% (持株比率。ただし、当社自己株式334千株を除いた比率であります。) 保有している大株主であり、当社との間には製品販売等の取引関係があります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、水野隆文氏、松岡大氏及び生嶋太郎氏との間で責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52ページに記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 水野隆文氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位、担当等 | 当事業年度における取締役会への出席状況 |
|-------|--|--------------|---------------------|
| 1 | こうち くにひろ 河内 邦博 新任 | 常勤監査役 | 100% (14回中14回) |
| 2 | はせがわ しんすけ 長谷川 臣介 新任 社外 独立 | 社外監査役 | 100% (18回中18回) |
| 3 | かなざわ こうじ 金澤 浩志 新任 社外 独立 | 社外監査役 | 100% (18回中18回) |
| 4 | うらいさみ かずや 浦勇 和也 新任 社外 独立 | 社外監査役 | 100% (18回中18回) |

(注) 河内邦博氏は2021年6月25日開催の第88期定時株主総会におきまして新たに監査役に選任されたため、上記取締役会の回数が他の監査等委員である取締役候補者と異なっております。

候補者番号

1



新任

こ う ち く に ひ ろ
河内邦博
(1957年1月21日生)

| | |
|-------------|--------|
| 所有する当社の株式数 | 一株 |
| 取締役在任年数 | 一年 |
| 取締役会出席状況 | 14/14回 |
| 当社との特別の利害関係 | なし |

■ 略歴及び当社における地位及び担当

1979年 4月 当社入社
2009年 2月 同 執行役員 小野田事業所長
2010年 4月 戸田マテリアル株式会社 代表取締役社長
2015年 4月 当社 経営管理本部 人事総務部長
2016年 4月 同 理事
2019年 4月 同 参与 経営管理本部 人財開発部長
2021年 6月 同 常勤監査役 (現任)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

河内邦博氏は、当社入社以来、生産技術・生産部門の経験を経て、事業所の所長として製造現場を含む事業所全体の運営管理に携わり、また、国内事業会社の社長や当社の経営管理部門の部長を歴任いたしました。これらの経験を通じ、業務全般にわたる幅広い知見や企業経営に関する見識を有しており、中立的かつ客観的な視点から経営の健全性確保を担う監査等委員である取締役として適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

【監査等委員である取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

世の中が大きく変化している中においても、短期的な成果の実現と中長期を見ずえた事業構造の変革に柔軟に取り組み、持続的に成長していくことが多くの皆様の期待するところであると思います。その実現には、多様な人財が責務を全うし、安全・安心で上質な品質やサービスをグローバルなネットワークで提供することと、戸田の原点であるモノづくり精神に根ざした経営意識と行動、経営基盤に照らした素早い判断が大切と考えます。負託に応えられるよう、ガバナンスのより一層の充実に誠実に取り組んでまいりますので、今後とも引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。

候補者番号

2

は せ が わ し ん す け
長谷川 臣介
(1966年1月8日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 一年
取締役会出席状況 18/18回
当社との特別の利害関係 なし



新任

社外

独立

略歴及び当社における地位及び担当

1989年10月 アーサーアンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
2001年 4月 野村證券(株)入社
2005年 8月 モルガン・スタンレー証券(株)（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)）入社
2008年12月 長谷川公認会計士事務所代表（現任）
2014年 3月 (株)ヒノキヤグループ 社外監査役（現任）
2017年 6月 当社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

長谷川公認会計士事務所代表
(株)ヒノキヤグループ 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川臣介氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。2017年6月から社外監査役として、特に財務・会計面でのリスクの確認や指摘を行い、取締役会機能の強化と業務執行の監督等に貢献しております。また、監査役会全体としての監査の実効性向上にも貢献しており、当社の監査機能の強化を図るため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員である取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

戸田工業グループは、2021年より中期事業計画 Vision2023 のもと業績改善に向け様々な施策に取り組み、2021年度は着実に成果をあげました。

一方で、コロナ禍やウクライナ問題など不確実性の高い外部環境が続いており、更に近時はインフレ懸念が世界的に高まるなどで、よりシビアかつタイムリーに様々な経営判断を執り行う状況が求められています。

私どもは、上記及びその他のリスク要因が当社の経営に及ぼす影響を様々な角度から点検し、当社の経営が適切なリスク管理のもと執行されているかを株主目線で確認しています。引き続き、当社の企業価値向上に資するべく監査等委員の職務を果たしてまいります。

候補者番号

3



新任

社外

独立

かなざわ ひろし
金澤 浩志

(1979年4月20日生)

| | |
|-------------|--------|
| 所有する当社の株式数 | 一株 |
| 取締役在任年数 | 一年 |
| 取締役会出席状況 | 18/18回 |
| 当社との特別の利害関係 | なし |

■ 略歴及び当社における地位及び担当

| | |
|----------|--|
| 2004年10月 | 弁護士法人中央総合法律事務所入所 |
| 2012年11月 | Rodyk & Davidson LLP (現Dentons Rodyk) 入所 |
| 2013年 8月 | ニューヨーク州弁護士登録 |
| 2014年 1月 | 金融庁監督局総務課 課長補佐 |
| 2016年 1月 | 弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー (現任) |
| 2018年 6月 | 当社 社外監査役 (現任) |
| 2018年 6月 | 楽天損害保険㈱ 社外監査役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー
楽天損害保険㈱ 社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金澤浩志氏は、弁護士としての豊富な経験と法令に関する幅広い知識を有しております。2018年6月から社外監査役として、契約や法律面でのリスクの確認や指摘を行い、取締役会機能の強化と業務執行の監督等に貢献しております。また、監査役会全体としての監査の実効性向上にも貢献しており、当社の監査機能の強化を図るため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員である取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

2018年度より当社の社外監査役を拝命しておりますが、当社を含む日本企業のガバナンス強化に対する社会的期待の一層の高まりを強く感じております。2021年度は、ここ数年の厳しい状況を脱し、当社グループとして利益を確保することができましたが、誠に残念ながら株主の皆様へ還元できる状況には至っておりません。気候変動問題をはじめとするサステナビリティ課題への対応は待ったなしですが、グローバルの社会経済環境は激しく動揺し、先行きは著しく不透明な状況にあります。このような不確実性の高い経営環境において、適切かつ迅速な意思決定を実行していくことができるよう、当社グループ全体の経営基盤の確立に尽力してまいります。

候補者番号

4

う ら い さ み か ず や
浦 勇 和 也
(1957年11月28日生)

所有する当社の株式数 一株
取締役在任年数 一年
取締役会出席状況 18/18回
当社との特別の利害関係 なし



新任

社外

独立

略歴及び当社における地位及び担当

1981年4月 (株)住友銀行(現株)三井住友銀行) 入行
1993年12月 スイス・ユニオン銀行(現UBS銀行) 審査部長他
1997年5月 メリルリンチ証券(株) 審査部長他
2005年2月 三洋電機(株) 本社ファイナンシャル・エボリューション・プラン推進本部長他
2011年6月 マーチャント・バンカーズ(株) 代表取締役社長他
2013年5月 (株)加名市 副社長
2014年5月 旭テクノプラント(株) 専務取締役
2018年3月 (合)マージナル 代表社員(現任)
2020年6月 当社 社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

(合)マージナル 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

浦勇和也氏は、長年金融機関の審査部門に携わり、また経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。2020年6月から社外監査役として、財務経理面のみならず幅広い観点からのリスクの確認や指摘を行い、取締役会機能の強化と業務執行の監督等に貢献しております。また、監査役会全体としての監査の実効性向上にも貢献しており、当社の監査機能の強化を図るため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

【監査等委員である取締役候補者から株主の皆様へのメッセージ】

化学素材の会社がいかにしてイノベーションにより社内から新しい事業を生み出すか、当社は有り難いことに200年近い歴史を有し、そこには実にさまざまなExploration(探索)Exploitation(探求)のためのシーズが蓄積されています。未来へ向けて社内のエネルギーを最大限に発揮して頂けるよう、どのシーズにどれだけの資源を割り当てるべきか、そのためのヒトモノカネは十分か、難しい判断が多くなります。それゆえに、しっかりとしたガバナンス、コンプライアンス体制を維持するよう支援に努めたいと思います。

-
- (注) 1. 長谷川臣介氏、金澤浩志氏及び浦勇和也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、河内邦博氏、長谷川臣介氏、金澤浩志氏及び浦勇和也氏との間で責任限定契約を締結しております。4氏の選任が承認された場合は、4氏との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52ページに記載のとおりです。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 長谷川臣介氏、金澤浩志氏及び浦勇和也氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として届け出ております。3氏が選任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりです。

| 当社における地位 氏名 | 企業 事業経営 | 国際性 グローバル 経験 | 生産 調達 | 品質管理 | 技術 研究開発 | 営業 マーケティング | 財務 会計 | 法務 コンプライ アンス | 人事 労務 人材開発 | ESG |
|---|------------|--------------------|----------|------|------------|---------------|----------|--------------------|------------------|-----|
| 代表取締役社長執行役員 寶來 茂 | ● | ● | ● | | ● | ● | | | ● | ● |
| 取締役執行役員 久保 恒晃 | ● | ● | ● | | ● | ● | | | | |
| 社外取締役 水野 隆文 <small>社外 独立</small> | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 社外取締役 松岡 大 <small>社外</small> | | ● | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 社外取締役 生嶋 太郎 <small>社外</small> | ● | ● | | | | ● | ● | | | ● |
| 取締役(監査等委員・常勤) 河内 邦博 | ● | | ● | ● | ● | | | ● | ● | |
| 社外取締役(監査等委員) 長谷川 臣介 <small>社外 独立</small> | ● | ● | | | | | ● | | | |
| 社外取締役(監査等委員) 金澤 浩志 <small>社外 独立</small> | ● | ● | | | | | | ● | | ● |
| 社外取締役(監査等委員) 浦勇 和也 <small>社外 独立</small> | ● | ● | | | | | ● | | ● | ● |

※上記一覧表は、候補者の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、1989年6月29日開催の第56期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額180百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、原則として、対象者を「取締役」としている部分を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しておりますが、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件

当社は、2021年6月25日開催の第88期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容について、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることをご承認いただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容について、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）を対象として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります（本報酬額及び内容は、現在と同様に第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。）

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2021年6月25日開催の第88期定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容と同一であり、その目的は下記1に記載のとおりであります。

また、当社は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終了後の取締役会において、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に則って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要であり、かつ相当な内容であると判断しております。

現時点で対象となる取締役は4名であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象となる取締役の員数は2名となります。

取締役へのストック・オプション報酬の配分及び支給時期につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従い取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、ストック・オプションとしての報酬枠は、第88期定時株主総会においてご承認いただいているとおり、取締役に対して年額50百万円以内であり、報酬額は、新株予約権の総数を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、株主の皆様と株価上昇メリットと下落リスクを共有し、企業価値の向上に対する貢献意欲を高めることを目的として、取締役に対して新株予約権を割り当てるものであります。

2. ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり10株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

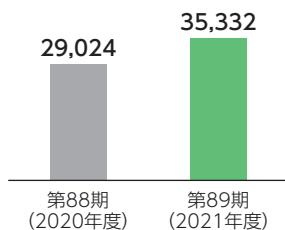
当連結会計年度（以下、「当期」という）における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症に対して世界的なワクチン接種の進展等により行動制限が緩和され、景気に持ち直しの動きが見られたものの、新たな変異株の出現による感染再拡大により、先行きは依然として不透明な状態が続いております。また、ウクライナ情勢により、さらなる原材料及びエネルギー価格の高騰等、世界的に経済活動の停滞が懸念される状況にあります。

当社グループにおきましては、こうした状況のもと、当期は世界経済の回復を背景に国内・海外ともに需要が回復し、売上が好調に推移いたしました。利益面においては、原材料及びエネルギー価格やコンテナ不足による海上輸送費の高騰の影響を受けているものの、売上高の増加及び利益率の高い製品の売上伸長に伴い、限界利益が増加いたしました。加えて、前期はコロナ禍により当社製品の需要が低迷したため全社的な生産調整を余儀なくされましたが、当期においては、安定稼働により生産性が向上いたしました。

以上のことから、売上高は35,332百万円、営業利益は2,519百万円（前期は営業利益11百万円）となりました。営業外収支においては、持分法適用関連会社の収益が好調に推移しており、持分法による投資利益1,520百万円を計上したこと及び為替が円安に振れたことにより、為替差益151百万円を計上したこと等から、経常利益は4,184百万円（前期は経常損失600百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,116百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失4,142百万円）となりました。

- (注) 1. 当社グループでは「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当期の期首から適用しております。これに伴い、一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益と認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。その結果、当期における売上高については、従来の計上方法（対価の総額）と比較して、4,643百万円減少しております。
2. 当期において、江門協立磁業高科技有限公司を持分取得により子会社化したことから、連結の範囲に含めております。なお、江門協立磁業高科技有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。みなし取得日を2021年7月1日としているため、当期の連結損益計算書には2021年7月1日から2021年12月31日までの業績が含まれております。

▶ 売上高
(百万円)



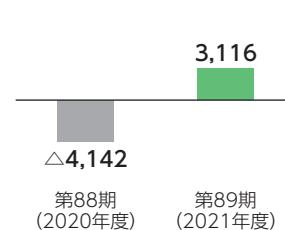
▶ 営業利益
(百万円)



▶ 経常利益又は経常損失(△)
(百万円)



▶ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)
(百万円)



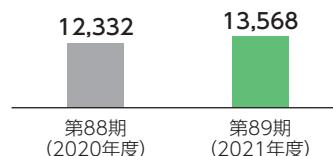
セグメント別の状況は、次のとおりであります。

■ 機能性顔料

売上高は全般的に前期と比べて好調に推移いたしました。特に、前期においては外出禁止令や企業の操業停止等による経済・社会活動の抑制が行われた影響により落ち込んでいた複写機・プリンター向けの材料の需要が大幅に回復いたしました。また、塗料向けや触媒向けの材料等も需要の回復により好調に推移いたしました。以上のことから、売上高は13,568百万円、セグメント利益は前期比68.9%増の2,124百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用に伴い、一部の取引について売上高の計上額を、対価の総額から純額へ変更した影響により、当期における売上高については、従来の計上方法（対価の総額）と比較して、1,702百万円減少しております。

▶ 売上高 (百万円)

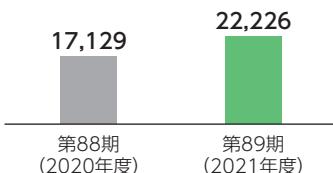


■ 電子素材

自動車市場におけるCASEの進展や情報通信市場におけるICTの普及拡大により、磁石材料及び誘電体材料（チタン酸バリウム）を中心に、前期と比べて売上が伸びました。磁石材料は主に自動車や家電用のモーター用途としてこれまでも利用されておりますが、特に自動車の電動化等に伴い需要が増加しております。また、江門協立磁業高科技有限公司を所持取得により子会社化したことも増収増益に寄与いたしました。誘電体材料においても、ICT機器や電気自動車に多く使われる積層セラミックコンデンサー用途として旺盛な需要がありました。以上のことから、売上高は22,226百万円、セグメント利益は、前期比118.2%増の3,285百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用に伴い、一部の取引について売上高の計上額を、対価の総額から純額へ変更した影響により、当期における売上高については、従来の計上方法（対価の総額）と比較して、2,941百万円減少しております。

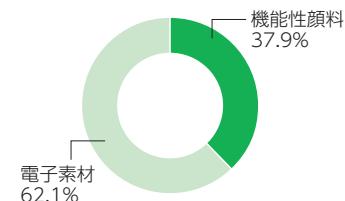
▶ 売上高 (百万円)



セグメント別売上高

| セグメントの名称 | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
|----------|----------|---------|
| 機能性顔料 | 13,568 | 37.9 |
| 電子素材 | 22,226 | 62.1 |

▶ 構成比

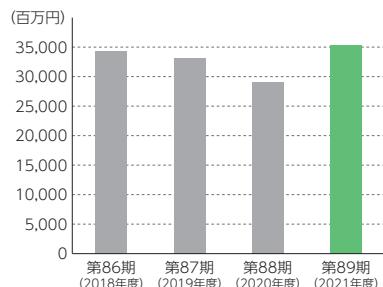


(2) 財産及び損益の状況の推移

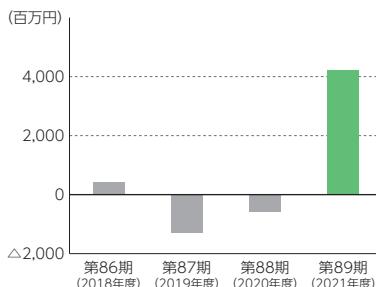
| 区分 | 第86期 2018年度 | 第87期 2019年度 | 第88期 2020年度 | 第89期 (当連結会計年度) 2021年度 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 34,354 | 33,147 | 29,024 | 35,332 |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円) | 412 | △1,307 | △600 | 4,184 |
| 親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円) | △0 | △5,285 | △4,142 | 3,116 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | △0円08銭 | △917円09銭 | △718円76銭 | 540円59銭 |
| 総資産 (百万円) | 48,262 | 43,870 | 41,783 | 51,292 |
| 純資産 (百万円) | 18,408 | 12,590 | 9,375 | 13,958 |
| 1株当たり純資産額 | 3,021円81銭 | 1,997円25銭 | 1,411円60銭 | 2,155円82銭 |

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第89期(2021年度)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しています。

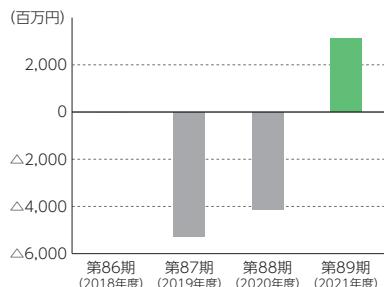
▶ 売上高



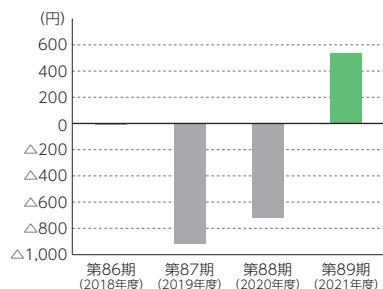
▶ 経常利益又は経常損失(△)



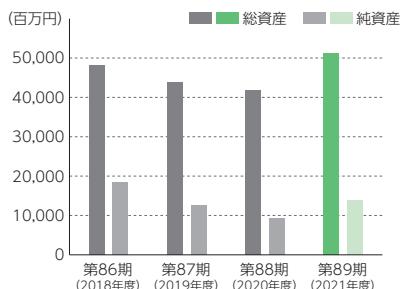
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)



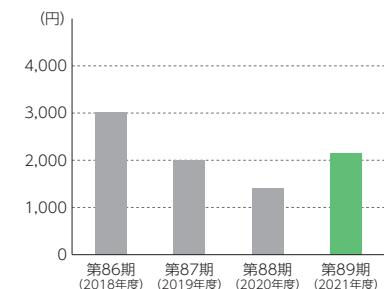
▶ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



▶ 総資産／純資産



▶ 1株当たり純資産額



(3) 対処すべき課題

当社グループは、「事業活動を通じて、社会的な課題解決を支援する」ことを使命とし、社会の課題、時代の最先端ニーズに応えることで成長してまいりました。近年では、「素材のチカラを未来のタカラに」のスローガンのもと、創業以来、培った技術を深化発展させ、社会環境の変化に沿って新たな価値を創出すべく取組みを進めております。

第90期(2022年度)における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症に対して世界的なワクチン接種の進展等により行動制限が緩和され、景気に持ち直しの動きが見られるものの、新たな変異株の出現による感染再拡大により、先行きは依然として不透明な状態が続いております。また、ウクライナ情勢により、さらなる原材料及びエネルギー価格の高騰等、世界的に経済活動の停滞が懸念される状況にあります。

当社グループにおいては、創業200周年を迎える2023年に向けた中期事業計画「Vision2023」(2021年8月4日公表)の計画達成に向け推進しております。本計画では、「電子素材」セグメントを成長事業とし、「機能性顔料」セグメントを安定した収益基盤事業として位置付けております。

計画期間中には、事業の成長に向けた生産能力強化や既存設備・インフラ維持更新への投資の他、次世代電子素材材料や環境関連材料等の新規事業への投資、ESGの取組みを推進するための投資も積極的に行い、事業拡大、企業価値向上を実現してまいります。

【電子素材】セグメント

- ・磁石材料
- ・誘電体材料
- ・軟磁性材料
- ・リチウムイオン電池用材料

【機能性顔料】セグメント

- ・顔料
- ・環境関連材料

<電子素材セグメントの取組み>

電子素材セグメントでは、主に「自動車」、「通信・家電」市場を事業フィールドとして製品展開を行っております。

磁石材料は、主に自動車や家電用のモーター用途としてこれまでも利用されておりますが、特に自動車の電動化等に伴い需要が増加しております。今後も、CASEの進展等により市場は拡大する見通しであり、当社では磁性粉と樹脂を複合化したボンド磁石用の材料を中心に事業成長を進めてまいります。第89期(2021年度)には中国のボンド磁石専門の成形メーカーである江門協立磁業高科技有限公司を子会社化し、ボンド磁石成形品の事業を開始いたしました。部品から原料に繋がる技術情報の一元的な管理等により、各段階での品質レベルと開発スピードの向上を図るとともに、一貫した開発・生産体制の安定化を進め、これまで以上にお客様からの信頼を向上してまいります。

誘電体材料は、ICT機器や電気自動車に多く使われる積層セラミックコンデンサー用途として利用されており、ICTの発展やCASEの進展等により、一層の市場拡大が予想されています。今後、コンデンサーの小型化に対応したさらなる微粒子化のニーズに応えるべく、開発を推進し、計画の達成に向け取り組んでまいります。

軟磁性材料については、車載用途を中心とした電子機器のノイズ対策材料や電気自動車用非接触給電向けの厚膜大判フレキシブルフェライトプレート等の開発、マーケティングを進めており、第92期(2024年度)以降における事業拡大を目指してまいります。

リチウムイオン電池用材料においては、主に車載用途として市場が急速に拡大していることから独BASF等のビジネスパートナーと組み、グローバルな需要拡大に対応できる体制を整えてまいりました。今後も市場拡大が見込まれることから、ビジネスパートナーと協力し、品質と生産性の向上を図りながらさらなる事業拡大に取り組んでまいります。

<機能性顔料セグメントの取組み>

機能性顔料においては、主に「塗料」、「複写機/プリンター」、「環境」市場を事業フィールドとして製品展開を行っております。これまで塗料、複写機、プリンター用の材料である顔料を中核として成長してまいりました。創業以来、収益の基盤となる事業であり、引き続き特徴ある製品開発や原価低減等の収益性の向上に取り組み、事業活動を行ってまいります。

また世界では、地球温暖化による異常気象等、深刻な問題が発生していることから各国において様々な取組みが行われ、持続可能な社会の実現に向け歩みが始まっております。当社グループは、環境負荷低減に寄与する研究開発として、鉄系触媒を用いたメタン直接改質法によるCO₂フリー水素製造システム、CO₂分離回収技術、リチウムイオン電池の再資源化技術等の実現に取り組み、持続可能な社会への貢献と事業成長を目指してまいります。

<持続可能な開発目標（SDGs）への取組み>

当社グループは、事業を通じてSDGsの実現に向けた活動を進めるべく、会社設立100周年を迎える2033年を達成目標年度とした「戸田工業グループ 環境ビジョン2033」を2019年6月に策定しました。2021年6月には、CO₂等の温室効果ガス(GHG)排出量の削減目標を引き上げ、具体的な数値目標を掲げて環境保全活動に取り組んでおります。

戸田工業グループ「環境ビジョン2033」

環境経営5本柱

- (1) 生物多様性への取組み
- (2) 温室効果ガスの削減
- (3) 環境調和型商品、技術の提供
- (4) 循環型社会形成への取組み
- (5) 産業廃棄物の有効活用

温室効果ガス削減目標

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) エネルギー原単位 | 20%削減 |
| (2) 再生可能エネルギー | 20%以上 |
| (3) 売上高基準のGHG排出量 | 40%削減 |
| (4) 輸送、通勤時のCO ₂ 排出量 | 30%削減 |

以上の取組みにより、第90期の連結業績は、売上高40,000百万円、営業利益1,600百万円、経常利益2,500百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,500百万円を予想しております。

最後に、当社はメーカーとしてお客様のニーズに応える製品を安定継続的に供給することが重要な責務であると認識し、事業活動に取り組んでまいります。そして、今後も会社を生々発展させることを通じて、株主様、お客様、従業員及び地域社会の皆様に対して負っている社会的責任を果たしてまいります。

経営理念

私たちグループは、酸化鉄で培った微粒子合成技術を深化させながら、永遠に生々発展します。誠実・信頼を基盤とし創造力と製造力を結集させ、魅力ある独創性に富んだ新素材及びソリューションを通じて、広く社会に貢献します。

(4) 主要な事業内容

当社グループは、機能性顔料、電子素材の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

【機能性顔料】

「顔料」は、主に複写機・プリンター用の電子印刷材料及び合成樹脂・塗料・道路・建材等の着色材料として使用されております。

「環境関連材料」は、主に酸化鉄が持つ触媒機能を活用し、燃焼促進・環境浄化（大気、水質）や石油化学製品の合成等の触媒として幅広く使用されております。

【電子素材】

「磁石材料」は、主に自動車、家電等のモーター、センサー用材料として使用されております。

「誘電体材料」は、主にスマートフォン、自動車に多く使われる電子部品の積層セラミックコンデンサー用材料として使用されております。

「軟磁性材料」は、主に電子部品のインダクター用材料及び自動車、通信機器のノイズ対策用材料として使用されております。

「リチウムイオン電池用材料」は、主に電気自動車等に使われるリチウムイオン電池用材料として使用されております。

(5) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
|--------------|-----------|-------------------------|-----|
| 本社 | 広島市南区 | 戸田工業ヨーロッパGmbH | ドイツ |
| 東京オフィス | 東京都港区 | 戸田アドバンストマテリアルズ Inc. | カナダ |
| 小野田事業所 | 山口県山陽小野田市 | 戸田工業アジア(タイランド) Co.,Ltd. | タイ |
| 大竹事業所 | 広島県大竹市 | 戸田塑磁材料(浙江)有限公司 | 中国 |
| 創造本部 | 広島県大竹市 | 戸田麦格昆磁磁性材料(天津)有限公司 | 中国 |
| 岡山事業所 | 岡山市北区 | 戸田聯合実業(浙江)有限公司 | 中国 |
| 東京色材工業(株) | 東京都板橋区 | 江門協立磁業高科技有限公司 | 中国 |
| 戸田ファインテック(株) | 広島県大竹市 | | |

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で戸田ピグメント(株)を吸収合併し、岡山事業所といたしました。
 2. 当社は、2021年8月13日付で江門協立磁業高科技有限公司の持分を取得し、連結子会社といたしました。

(6) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 東京色材工業(株) | 百万円 12 | 100.0 | 機能性顔料の製造販売 |
| 戸田ファインテック(株) | 百万円 25 | 100.0 | 人材派遣・製造請負 |
| 戸田工業ヨーロッパ GmbH | 千EUR 766 | 100.0 | 当社グループ製品等の仕入販売 |
| 戸田アドバンストマテリアルズ Inc. | 千CAD 46,345 | 100.0 | 電子素材の製造販売 |
| 戸田工業アジア (タイランド) Co.,Ltd. | 千THB 205,200 | 100.0 | 電子素材の製造販売 |
| 戸田塑磁材料 (浙江) 有限公司 | 千CNY 36,973 | 100.0 | 電子素材の製造販売 |
| 戸田麦格昆磁磁性材料 (天津) 有限公司 | 千USD 4,500 | 67.0 | 電子素材の製造販売 |
| 戸田聯合実業 (浙江) 有限公司 | 千CNY 25,000 | 60.0 | 機能性顔料の製造販売 |
| 江門協立磁業高科技有限公司 | 千USD 970 | 60.0 | 電子部材の製造販売 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め17社になります。また、当期の連結業績については、36ページの「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりとなります。
2. 2021年8月13日付で、江門協立磁業高科技有限公司の持分を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 資金調達の様況

当連結会計年度中において、金融機関から短期借入及び長期借入の資金調達を行っており、当連結会計年度末の借入金残高は、24,662百万円となっております。

また、当社は江門協立磁業高科技有限公司の持分に対する取得資金に充当するため、シンジケートローン3,400百万円を組成しております。

(8) 設備投資等の様況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、722百万円であり、主なものは次のとおりとなります。

当連結会計年度中に完成・取得した主要な設備
大竹事業所 電子素材設備

(9) 企業集団の使用人の様況

| セグメントの名称 | 機能性顔料 | 電子素材 | 共通 | 合計 |
|----------|-------|------|----|-------|
| 使用人数（名） | 663 | 543 | 97 | 1,303 |

(注) 使用人数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額（百万円） |
|----------|----------|
| (株)広島銀行 | 6,046 |
| (株)山口銀行 | 3,666 |
| (株)みずほ銀行 | 2,522 |
| (株)中国銀行 | 2,429 |

(注) 上記のほか、(株)広島銀行をアレンジャーとするシンジケートローンによる借入（残高2,040百万円）があります。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(12) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

当社は、2021年4月1日付を効力発生日として、当社の完全子会社である戸田ピグメント(株)を吸収合併し、同社の全ての権利義務を承継いたしました。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年8月13日付で、江門協立磁業高科技有限公司の持分60%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

19,300,000株

(2) 発行済株式の総数

5,764,480株（自己株式334,712株を除く。）

(3) 株主数

6,352名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|--|---------|---------|
| TDK(株) | 1,260 | 21.86 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 423 | 7.35 |
| (株)広島銀行 | 217 | 3.77 |
| (株)日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・TDK（株）退職給付信託口) | 199 | 3.46 |
| 堤 浩二 | 147 | 2.55 |
| (株)中国銀行 | 120 | 2.08 |
| 高橋 由紀子 | 102 | 1.79 |
| 明治安田生命保険(相) | 84 | 1.46 |
| JP JPMSE LUX RE J.P. MORGAN SEC PLCEQ CO | 73 | 1.28 |
| (株)SBI証券 | 68 | 1.19 |

(注) 1. 当社は、自己株式334千株を保有していますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 発行回数 (発行決議日) | 新株 予約権 の数 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類と数 | 新株 予約権の 払込金額 | 新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額 | 権利行使期間 | 役員の保有状況 | |
|--------------------------|-----------------|--|---|---|------------------------------|---|--|
| | | | | | | 取締役 (社外取締役を除く) | |
| 第2回新株予約権 (2015年6月26日) | 227個 | 普通株式 2,270株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 33,000円 <small>(1株当たり3,300円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2015年7月14日から 2045年7月13日まで | 新株予約権の数 227個 目的となる株式数 2,270株 保有者数 2名 | |
| 第3回新株予約権 (2016年6月29日) | 329個 | 普通株式 3,290株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 26,600円 <small>(1株当たり2,660円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2016年7月15日から 2046年7月14日まで | 新株予約権の数 329個 目的となる株式数 3,290株 保有者数 3名 | |
| 第4回新株予約権 (2017年6月28日) | 354個 | 普通株式 3,540株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 30,000円 <small>(1株当たり3,000円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2017年7月14日から 2047年7月13日まで | 新株予約権の数 354個 目的となる株式数 3,540株 保有者数 3名 | |
| 第5回新株予約権 (2018年6月27日) | 363個 | 普通株式 3,630株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 25,990円 <small>(1株当たり2,599円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2018年7月13日から 2048年7月12日まで | 新株予約権の数 363個 目的となる株式数 3,630株 保有者数 3名 | |
| 第6回新株予約権 (2019年6月25日) | 579個 | 普通株式 5,790株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 21,160円 <small>(1株当たり2,116円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2019年7月11日から 2049年7月10日まで | 新株予約権の数 579個 目的となる株式数 5,790株 保有者数 3名 | |
| 第7回新株予約権 (2020年6月25日) | 623個 | 普通株式 6,230株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 16,680円 <small>(1株当たり1,668円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2020年7月11日から 2050年7月10日まで | 新株予約権の数 623個 目的となる株式数 6,230株 保有者数 3名 | |
| 第8回新株予約権 (2021年6月25日) | 592個 | 普通株式 5,920株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 26,480円 <small>(1株当たり2,648円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2021年7月13日から 2051年7月12日まで | 新株予約権の数 592個 目的となる株式数 5,920株 保有者数 4名 | |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。（第1回～第6回新株予約権）
 - ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。（第7,8回新株予約権）
 - ・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株の割合で株式併合を行っております。なお、当該株式併合時点において現存する新株予約権の目的となる株式の株及び行使価額については、株式併合の割合に応じて調整を行っております。
3. 2022年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が以下のとおり減少しております。

| | | |
|----------|------------|------|
| 第2回新株予約権 | 権利行使による減少分 | 227個 |
| 第3回新株予約権 | 権利行使による減少分 | 277個 |
| 第4回新株予約権 | 権利行使による減少分 | 298個 |

| | | |
|----------|-------------|------|
| 第5回新株予約権 | 権利行使による減少分 | 164個 |
| 第6回新株予約権 | 権利行使による減少分 | 132個 |
| 第7回新株予約権 | 取締役退任による減少分 | 142個 |

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 発行回数 (発行決議日) | 新株 予約権 の数 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類と数 | 新株 予約権の 払込金額 | 新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額 | 権利行使期間 | 使用人等への 交付状況 | |
|--------------------------|-----------------|--|---|---|------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| | | | | | | 当社使用人 | |
| 第8回新株予約権 (2021年6月25日) | 502個 | 普通株式 5,020株 <small>(新株予約権1個につき10株)</small> | 新株予約権1個当たり 26,480円 <small>(1株当たり2,648円)</small> | 新株予約権1個当たり 10円 <small>(1株当たり1円)</small> | 2021年7月13日から 2051年7月12日まで | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 502個 5,020株 3名 |

（注）新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 氏名 | 会社における地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------------|---|
| 竇 來 茂 | 代表取締役社長執行役員 | 創造本部長 |
| 岡 宏 | 取締役専務執行役員 | 営業本部、生産技術本部管掌 兼 事業支援推進室長 |
| 釣 井 哲 男 | 取締役常務執行役員 | 生産本部管掌 兼 経営管理本部長 兼 内部統制管理責任者 戸田ファインテック(株) 代表取締役社長 |
| 久 保 恒 晃 | 取締役執行役員 | 基盤事業ユニット事業部長 兼 調達物流部管掌 |
| 水 野 隆 文 | 取締役 | |
| 松 岡 大 | 取締役 | T D K (株) 執行役員 Chief Officer of Quality, Safety & Environment |
| 生 嶋 太 郎 | 取締役 | T D K (株) 執行役員 電子部品ビジネスカンパニー CEO |
| 河 内 邦 博 | 常勤監査役 | |
| 長谷川 臣 介 | 監査役 | 長谷川公認会計士事務所 代表 (株)ヒノキヤグループ 社外監査役 |
| 金 澤 浩 志 | 監査役 | 弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー 楽天損害保険(株) 社外監査役 |
| 浦 勇 和 也 | 監査役 | (合)マージナル 代表社員 |

- (注) 1. 取締役水野隆文氏、取締役松岡大氏及び取締役生嶋太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長谷川臣介氏、監査役金澤浩志氏及び監査役浦勇和也氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役水野隆文氏並びに監査役長谷川臣介氏、監査役金澤浩志氏及び監査役浦勇和也氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役長谷川臣介氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役金澤浩志氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年6月25日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって、取締役青木功荘氏は任期満了により、常勤監査役中川隆行氏は辞任により退任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（2）取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針に基づき設計・運用する。

- ・当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上への動機付けをさらに強めること
- ・多様な能力を持つ優秀な人材を確保するために有効な報酬内容、水準であること
- ・取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じたものであること
- ・経営戦略と連動し、業績に応じた変動性を有した報酬であること
- ・株主と利益・リスクを共有し、株主視点での経営への動機付けとなる報酬であること

取締役の報酬は、業務執行を担う社内取締役は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び株式報酬で構成し、監督機能を担う社外取締役は、高い独立性の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみとする。

また、取締役の報酬の内容について、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

-
- . 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位又は役割に基づき決定する。基本報酬の改定は、役位又は役割が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定する（改定時期は毎年7月を基本とするが、毎年改定を前提とするものではない）。
- ハ. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
業務執行を担う社内取締役の業績連動報酬は、代表取締役については会社業績、またその他の社内取締役については会社業績及び個人業績を総合的に勘案する方式で算定する。会社業績においては、親会社株主に帰属する当期純利益を基本に、営業利益及び経常利益も勘案して決定する。業績連動報酬に係る指標の目標については定量的には設けないが、今後、指名・報酬諮問委員会での議論も踏まえ、当社の実情に見合った定量的な目標を設けることを検討する。
業績連動報酬は、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。
- 二. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
業務執行を担う社内取締役の株式報酬は、株価の変動に伴うリターンとリスクを株主と共有し、企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を高めることを目的とする。第88期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいた範囲内で、長期インセンティブとして役位、職責に応じた基準額を決定する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定し、毎年、一定の時期に付与する。
- ホ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う社内取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を70%、業績連動報酬を15%、株式報酬を15%とする。
- へ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項
取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。委任を受けた代表取締役社長は、過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬諮問委員会（2020年4月24日付設置）の審議・答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当数については、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|----------------|------------------|----------|-----------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 105 (14) | 90 (14) | - (-) | 14 (-) | 8 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 18 (10) | 18 (10) | - (-) | - (-) | 5 (3) |
| 合計 (うち社外役員) | 123 (25) | 108 (25) | - (-) | 14 (-) | 13 (6) |

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 業績の低迷を受け、社内取締役の報酬額を役位に応じて減額しております。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等 八. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度の末日における保有状況は「3. 新株予約権等の状況 (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、1989年6月29日開催の第56期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第88期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、1982年6月28日開催の第49期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長實來茂氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松岡大氏は、T D K (株)執行役員Chief Officer of Quality, Safety & Environmentであります。T D K (株)は、当社株式を21.86% (持株比率。ただし、当社自己株式334千株を除いた比率であります。) 保有している大株主であり、当社と同社の間には製品販売等の取引関係があります。
- ・取締役生嶋太郎氏は、T D K (株)執行役員電子部品ビジネスカンパニーCEOであります。当社とT D K (株)との関係は前述のとおりです。
- ・監査役長谷川臣介氏は、長谷川公認会計士事務所代表及び(株)ヒノキヤグループの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役金澤浩志氏は、弁護士法人中央総合法律事務所パートナー及び楽天損害保険(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役浦勇和也氏は、(合)マージナル代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----------|--|
| 取締役 水野 隆文 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。長年にわたり自動車メーカーの技術部門に携わり、また経営者として豊富な経験から高い見識・知見に基づき、取締役会では従来の枠組みにとらわれない視点から当社の経営の監督と品質面や安全面を中心とした経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また2020年4月に設置された指名・報酬諮問委員会の当初からの委員として、取締役の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。 |
| 取締役 松岡 大 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。長年にわたり電子部品メーカーの技術部門、開発部門に携わり、また2021年4月より品質・安全・環境部門の責任者として豊富な経験と幅広い見識・知見を活かし、取締役会では、積極的に当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。 |

| | | 出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|--------|--|
| 取締役 | 生嶋 太郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 長年にわたり電子部品メーカーの経営企画に携わり、経営全般に関する豊富な見識及び市場やコーポレート・ガバナンスの実務における知見を活かし、取締役会では、積極的に当社の経営の監督と経営全般の助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 長谷川 臣介 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会8回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、特に財務・会計面でのリスクの確認や指摘を行い、取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また2020年4月に設置された指名・報酬諮問委員会の当初からの委員として、取締役の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。 |
| 監査役 | 金澤 浩志 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会8回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と法令に関する幅広い知識に基づき、特に契約や法律面でのリスクの確認や指摘を行い、取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また2020年4月に設置された指名・報酬諮問委員会の当初からの委員として、取締役の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。 |
| 監査役 | 浦勇 和也 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会8回の全てに出席いたしました。 金融機関の審査部門での豊富な経験と幅広い見識に基づき、財務経理面のみならず幅広い観点からのリスクの確認や指摘を行い、取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また2020年12月から指名・報酬諮問委員会の委員に加わり、取締役の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。 |

③社外役員の報酬等の総額

社外役員の当事業年度に係る報酬等の総額につきましては、「4. 会社役員に関する事項（2）取締役及び監査役の報酬等 ②当事業年度に係る報酬等の総額」に記載のとおりであります。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 48百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、戸田アドバンストマテリアルズInc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、会計監査人の再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要につきましては、下記当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.todakogyo.co.jp/>

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を継続することを最も重視しておりますが、経営成績・内部留保の充実・配当性向等も併せて勘案し、総合的に判断して決定することを基本的な方針としております。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、財務状況の改善は進んだものの継続的に安定配当を実施するための基盤の構築が完了していないことから、誠に遺憾ながら期末の配当については見送りとさせていただきます。また、速やかに復配できる体制を整え安定的に利益還元を行えるよう取り組んでまいります。

第89期連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 〔資産の部〕 | | 〔負債の部〕 | |
| 流動資産 | 29,381 | 流動負債 | 20,276 |
| 現金及び預金 | 7,962 | 支払手形及び買掛金 | 5,714 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,524 | 短期借入金 | 8,601 |
| 商品及び製品 | 4,423 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,278 |
| 仕掛品 | 1,973 | 未払法人税等 | 278 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,023 | 賞与引当金 | 295 |
| その他 | 1,480 | 環境対策引当金 | 67 |
| 貸倒引当金 | △6 | 工場閉鎖損失引当金 | 11 |
| | | その他 | 2,029 |
| 固定資産 | 21,910 | 固定負債 | 17,056 |
| 有形固定資産 | 11,361 | 長期借入金 | 12,782 |
| 建物及び構築物 | 2,324 | 長期未払金 | 940 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,707 | 退職給付に係る負債 | 1,912 |
| 土地 | 6,320 | 繰延税金負債 | 974 |
| 建設仮勘定 | 224 | その他 | 446 |
| その他 | 783 | 負債合計 | 37,333 |
| 無形固定資産 | 2,147 | 〔純資産の部〕 | |
| のれん | 1,992 | 株主資本 | 10,215 |
| その他 | 154 | 資本金 | 7,477 |
| 投資その他の資産 | 8,401 | 資本剰余金 | 4,358 |
| 投資有価証券 | 2,607 | 利益剰余金 | △112 |
| 関係会社出資金 | 4,443 | 自己株式 | △1,507 |
| 長期貸付金 | 1,027 | その他の包括利益累計額 | 2,211 |
| 退職給付に係る資産 | 161 | その他有価証券評価差額金 | 633 |
| その他 | 165 | 為替換算調整勘定 | 1,320 |
| 貸倒引当金 | △3 | 退職給付に係る調整累計額 | 258 |
| 資産合計 | 51,292 | 新株予約権 | 88 |
| | | 非支配株主持分 | 1,443 |
| | | 純資産合計 | 13,958 |
| | | 負債純資産合計 | 51,292 |

第89期連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 35,332 |
| 売上原価 | 27,328 |
| 売上総利益 | 8,003 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,484 |
| 営業利益 | 2,519 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 42 |
| 受取配当金 | 40 |
| 受取賃貸料 | 38 |
| 為替差益 | 151 |
| 持分法による投資利益 | 1,520 |
| 雇用調整助成金 | 20 |
| 雑収入 | 155 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 206 |
| 雑損失 | 97 |
| 経常利益 | 4,184 |
| 特別利益 | |
| 固定資産処分益 | 13 |
| 投資有価証券売却益 | 40 |
| 国庫補助金 | 20 |
| 受取補償金 | 90 |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | 72 |
| 固定資産圧縮損 | 16 |
| 投資有価証券売却損 | 4 |
| 減損損失 | 178 |
| 子会社整理損 | 46 |
| 税金等調整前当期純利益 | 4,031 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 385 |
| 法人税等調整額 | 153 |
| 当期純利益 | 3,492 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 376 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,116 |

第89期連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 7,477 | 4,344 | △3,224 | △1,513 | 7,083 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △4 | | △4 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 7,477 | 4,344 | △3,228 | △1,513 | 7,079 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,116 | | 3,116 |
| 自己株式の取得 | | | | △2 | △2 |
| 自己株式の処分 | | △4 | | 8 | 4 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 17 | | | 17 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 13 | 3,116 | 6 | 3,135 |
| 当期末残高 | 7,477 | 4,358 | △112 | △1,507 | 10,215 |

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 779 | 281 | △9 | 1,052 | 66 | 1,173 | 9,375 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | △4 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 779 | 281 | △9 | 1,052 | 66 | 1,173 | 9,371 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 3,116 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △2 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 4 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | 17 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △146 | 1,038 | 267 | 1,159 | 22 | 269 | 1,451 |
| 当期変動額合計 | △146 | 1,038 | 267 | 1,159 | 22 | 269 | 4,587 |
| 当期末残高 | 633 | 1,320 | 258 | 2,211 | 88 | 1,443 | 13,958 |

第89期貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 〔資産の部〕 | |
| 流動資産 | 17,015 |
| 現金及び預金 | 3,999 |
| 受取手形 | 727 |
| 売掛金 | 5,082 |
| 商品及び製品 | 2,376 |
| 仕掛品 | 1,366 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,424 |
| 前払費用 | 11 |
| 未収入金 | 263 |
| 短期貸付金 | 1,339 |
| 1年内回収予定の長期貸付金 | 802 |
| その他の | 126 |
| 貸倒引当金 | △506 |
| 固定資産 | 21,632 |
| 有形固定資産 | 8,280 |
| 建築物 | 1,275 |
| 構築物 | 146 |
| 機械及び装置 | 830 |
| 工具、器具及び備品 | 141 |
| 建設仮勘定 | 198 |
| 土地 | 5,674 |
| その他 | 14 |
| 無形固定資産 | 151 |
| ソフトウェア | 124 |
| その他 | 27 |
| 投資その他の資産 | 13,200 |
| 投資有価証券 | 1,798 |
| 関係会社株式 | 1,930 |
| 関係会社出資金 | 7,878 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,558 |
| その他 | 70 |
| 貸倒引当金 | △36 |
| 資産合計 | 38,647 |

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 〔負債の部〕 | |
| 流動負債 | 14,694 |
| 買掛金 | 2,265 |
| 短期借入金 | 7,913 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 3,250 |
| 未払金 | 244 |
| 未払費用 | 349 |
| 未払法人税等 | 100 |
| 前受り金 | 30 |
| 前受収益 | 56 |
| 賞与引当金 | 8 |
| 設備未払金 | 235 |
| その他の | 222 |
| 固定負債 | 16 |
| 長期借入金 | 14,930 |
| 繰延税金負債 | 12,572 |
| 退職給付引当金 | 315 |
| 債務保証損失引当金 | 1,715 |
| その他 | 290 |
| 負債合計 | 36 |
| 〔純資産の部〕 | |
| 株主資本 | 8,301 |
| 資本金 | 7,477 |
| 資本剰余金 | 4,284 |
| 資本準備金 | 1,869 |
| その他資本剰余金 | 2,415 |
| 利益剰余金 | △1,953 |
| その他利益剰余金 | △1,953 |
| 固定資産圧縮積立金 | 86 |
| 繰越利益剰余金 | △2,040 |
| 自己株式 | △1,507 |
| 評価・換算差額等 | 633 |
| その他有価証券評価差額金 | 633 |
| 新株予約権 | 88 |
| 純資産合計 | 9,022 |
| 負債純資産合計 | 38,647 |

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第89期損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|--------------|
| 売上高 | 17,033 |
| 売上原価 | 12,331 |
| 売上総利益 | 4,701 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,868 |
| 営業利益 | 833 |
| 営業外収益 | |
| 受 取 利 息 | 48 |
| 受 取 配 当 金 | 279 |
| 受 取 賃 貸 料 | 38 |
| 為 替 差 益 | 188 |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | 34 |
| 雇 用 調 整 助 成 金 | 19 |
| 雑 収 入 | 64 |
| | 672 |
| 営業外費用 | |
| 支 払 利 息 | 179 |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 41 |
| 雑 損 失 | 54 |
| | 275 |
| 経常利益 | 1,231 |
| 特別利益 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 0 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 8 |
| 国 庫 補 助 金 | 20 |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益 | 435 |
| 受 取 補 償 金 | 90 |
| 有 償 減 資 払 戻 差 益 | 39 |
| | 594 |
| 特別損失 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 57 |
| 固 定 資 産 圧 縮 損 | 16 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 4 |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 | 77 |
| | 155 |
| 税引前当期純利益 | 1,670 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72 |
| 当期純利益 | 1,598 |

第89期株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|-------|-------|--------------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 固定資産 圧縮積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当期首残高 | 7,477 | 1,869 | 2,419 | 4,288 | 86 | △3,628 | △3,541 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | △10 | △10 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 7,477 | 1,869 | 2,419 | 4,288 | 86 | △3,639 | △3,552 |
| 当期純利益 | | | | | | 1,598 | 1,598 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △4 | △4 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | △4 | △4 | － | 1,598 | 1,598 |
| 当期末残高 | 7,477 | 1,869 | 2,415 | 4,284 | 86 | △2,040 | △1,953 |

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------|------------|----------------------|----------------|-------|-------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △1,513 | 6,710 | 779 | 779 | 66 | 7,556 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | △10 | | | | △10 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | △1,513 | 6,700 | 779 | 779 | 66 | 7,546 |
| 当期純利益 | | 1,598 | | | | 1,598 |
| 自己株式の取得 | △2 | △2 | | | | △2 |
| 自己株式の処分 | 8 | 4 | | | | 4 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | △146 | △146 | 22 | △124 |
| 当期変動額合計 | 6 | 1,600 | △146 | △146 | 22 | 1,476 |
| 当期末残高 | △1,507 | 8,301 | 633 | 633 | 88 | 9,022 |

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

戸田工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俵 洋志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高藤 顕広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

戸田工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俵 洋志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高藤 顕広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

戸田工業株式会社 監査役会

常勤監査役 河内 邦博 ㊟

社外監査役 長谷川 臣介 ㊟

社外監査役 金澤 浩志 ㊟

社外監査役 浦 勇和也 ㊟

(注) 監査役 長谷川臣介、監査役 金澤浩志及び監査役 浦勇和也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

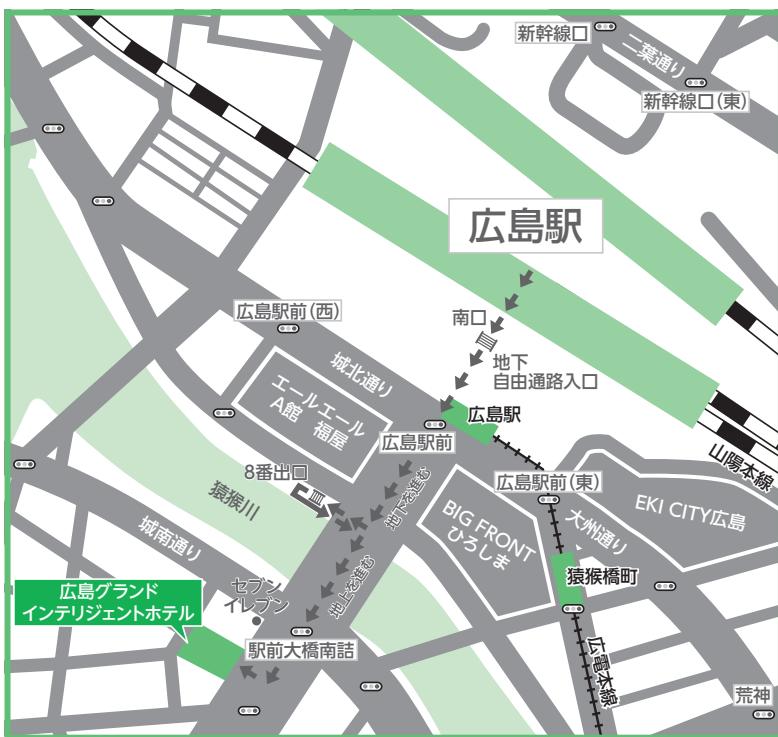
以上

総会会場のご案内

▶ 会場

広島グランドインテリジェントホテル 2階「芙蓉の間」

広島市南区京橋町1番4号



▶ 交通

- JR/山陽新幹線
広島駅南口より徒歩約5分
- 広電本線
広島駅より徒歩約5分

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認いただきマスク着用をお願い申し上げます。

* 株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。

